

宮古島市産後ケア事業Q&A

※各項目について、追加または変更ある場合、随時更新。

R6.12.4更新

No.	質 問	回 答	備 考
1	事業実施者が独自で実施しているサービス(例:エステ等)を産後ケア事業と一緒に提供することは可能か？	事業実施者が独自で実施しているサービスを産後ケア事業と一体的に実施することは可能とする。ただしその場合、 ① 利用者に独自サービスを提供する前に、宮古島市に独自で提供するサービス内容及び自己負担金等について書面をもって通知し、宮古島市と協議を図ること。 ② 提供するサービス内容は「産後ケア事業」の仕様書にはないサービスであること。 ③ 産後ケア事業と一体的にサービスを提供する際は、産後ケア事業開始前に利用者に対しサービス内容・自己負担金を明確に説明すること。 ④ 利用者に対しサービス提供に係る責任は事業実施者にあることを明確にすること。 宮古島市が委託している産後ケア事業と事業者が独自で実施するサービス提供と区別を図るため、以上の4点を確実に履行すること。	
2	宿泊型や通所型を併せて利用する場合の利用可能日数の考え方は？	※宿泊型1泊2日利用した場合、利用回数1回と数える。 宿泊型だと最大6泊7日、通所型は通算4回まで利用することが可能。 【例】宿泊型1泊のあとに引き続き3時間の通所型を利用した場合 宿泊1回（宿泊はあと5回利用可能） 通所1回（3時間、6時間のいずれかをあと3回利用可能）	
3	予定していなかった産後ケア事業のサービスについて、産後ケア事業を利用者の状態により、産後ケア利用中に継続して利用させたい。この場合、利用可能回数以内であれば変更することは可能か？	可能。 (追記) R6.4月より利用方法が変更され、利用者が各自事業所へ予約を取る形式に変更となった。そのため変更する場合は、利用者が各自で事業所へ変更の旨を伝える必要がある。	
4	契約の際は保証金を支払わなければならないか？	宮古島市契約規則第26条第3項の規定により、契約保証金は免除となる。	
5	関係書類及び帳票類は具体的にどのような書類を保管しなければならないのか？(仕様書より)	本項目は、産後ケア事業に関する自己負担の徴収日及び額が分かることや、宮古島市からの委託料の入金などの金銭の流れが分かること、産後ケア事業に係るスタッフの労働状況(勤務時間や産後ケア事業実施時間が分かるもの)や誰が利用したのかが事業実施機関が備える書類から把握できるようにするためのものであるが、様式については特に定めていない。事業実施機関は上記の内容が分かる書類を備えること。 また宮古島市に提出する請求関係の控え、利用者がもってきた利用決定通知書の控え等も備えること。	
6	産後ケア事業に係る書類等の保存期間は？	事業実施年度終了後5年間は保管。それ以降については、各事業実施機関の定めに従うこと。	
7	宿泊型で利用者の都合または体調不良等により途中で帰宅・医療機関受診となってしまった場合の請求はどうなるか？	事業実施するにあたり、必要な設備及び人員体制を配置していると想定しているため、途中で帰宅・医療機関受診となった場合も全額請求可能である。また自己負担金についても全額徴収となる。 ただし、利用者都合のみで可能とするので、事業実施者都合では認められない。	
8	利用者が利用決定通知書をもっていない場合は、事業の実施はできないのか？	宮古島市の担当者に、利用の決定がされているか確認を行った上で事業を実施すること。後日決定通知書の写し等を郵送にて送付する。 確認を行わないで実施した場合のトラブルに関して宮古島市は責任を負わない。	
9	利用者が産後ケア終了後、宮古島市で緊急で支援が必要だと考える場合はどのようにしたらよいか？	「宮古島市産後ケア事業実施報告書」を早急に宮古島市に送付。さらに緊急の場合は宮古島市家庭保健課母子保健係に連絡すること。	
10	産後ケア事業の仕様書に記載されているすべての項目を必ず実施しなければならないのか？	アセスメントにより利用者に必ずしもすべての項目を実施することが必要ではないと判断した場合は、必要な項目のみを実施することが可能。利用者のニーズを踏まえたサービス提供をお願いしたい。	
11	産後ケア事業の最大利用回数を超える利用が必要だと考える場合は、どのようにしたらよいか？	基本的に最大利用回数を定めているので、最大利用回数超えるサービス利用決定は認められない。ただし、今後の事業実施の参考になるので、実施報告書にその必要性等の記載をすること。	
12	契約は年度毎の契約が必要なのか？	年度毎の契約が必要である。継続的に事業を実施している事業所に関しては前年度の3月までに契約締結を行えるようなスケジュール予定となる。	
13	市への委託料の請求が遅れたらどうしたら良いか？	基本的に事業実施月の翌月10日までの請求だが、これを過ぎたからといって必ず支払が行えないということではない。遅れることが見込まれる場合は必ず本市に連絡願います。 また本市は年度会計のため、次年度4月下旬頃までを出納整理期間と定めているため、この期間を過ぎての請求となると支払えない可能性があるため、この時期の請求に関しては注意すること。	
14	実地調査は行われる可能性はあるのか？	必要に応じて実施調査を行うこととなっているが、時期については未定。	

No.	質 問	回 答	備 考
15	出産後、入院中等に産後ケア事業が必要と思われる場合、そのまま産後ケア事業を提供することは可能か？	本事業は利用申請後、本市の審査を行い利用決定した後に事業利用開始となる。従って利用申請なしでの事業利用は認められない。	
16	※Q15関連 出産後、入院中等に産後ケア事業が必要と思われる場合、本人以外が申請を行うことができるか？	同一世帯員であれば、申請可能。世帯が異なる場合は、申請時に同意書(任意様式)の提出も求める。	
17	※Q15関連 出産後、入院中等に産後ケア事業が必要と思われる場合、本人または家族が申請に行くことができない場合はどのように対応すればよいのか？	Q15でも述べた通り、申請がなければ利用することはできないため、このような事由が発生した場合、サービスを提供する前に必ず宮古島市に連絡をし、協議を行うこと。 協議を行う前にサービスを提供した場合、その費用について宮古島市に請求することはできない。	
18	実施機関で産後ケア事業の案内をスムーズに行うために、申請書を備え付けることは可能か？	希望する事業者については可能とする。(※後日E-mailでデータを送付)	
19	例えば宿泊型を終了した日に、 ①連続して通所型・訪問型サービスが提供できるのか？ ②数時間空いた後に通所型・訪問型のサービスが提供できるのか？	①について 可能。ただし、連続する場合は、宿泊型のサービス提供時間を24時間提供した後に通所型・訪問型のサービスを提供可とする。(同時間に複数のサービスを提供したとして本市に請求を行うことを規制するため) ②について 上記①の趣旨に基づき、可能。	
20	宿泊型提供時に、例えば ①気分転換のための散歩等 ②兄弟児の送迎等の私用 ③自宅でゆっくり休みたいのために、数時間外出することは可能か？	産後ケア事業の趣旨の中に、母体の休息も含まれているため、サービス利用時は母体が休めるよう、極力外出する必要がないように環境を整える必要がある。 そのため①に関してはケア提供者のアセスメント上必要と判断された場合に可とし、②については極力避けることを推奨する。③については、産後ケア事業の趣旨上、不可とする。 なお、外出時の事故等についても懸念されるため、上記の趣旨も踏まえながら判断を行うこと。	
21	宿泊型・通所型の食事提供は必須なのか？	宿泊型及び通所型(6時間)のみ食事提供を必須とする。 通所型(3時間)・訪問型については必須ではない。	
22	※Q21関連 利用者が食事の提供を断った場合、宮古島市に請求する金額は減額となるのか？	このような場合、食事はいくらである、という風に内訳を決めているわけではないので、当市に請求する金額は減額とはならない。また、自己負担金に関しても全額徴収となる。	
23	スタッフの体制等により、例えば日曜日などサービスが提供できない場合の受託は可能か？	可能。利用者には、サービス提供事業者のサービス提供可能日及び時間をパンフレット等で情報提供を行うこと。	
24	宿泊型について、原則10時からの24時間となっているが、サービス提供開始時間・終了時間の多少の前後は認められるか？	可能。Q23と同様に、利用者に情報提供を行うこと。	
25	産後ケア事業利用中、家族の同伴・面会等は可能か？(例:宿泊型利用中に、上の子が母と会いたい場合等)	産後ケア事業の趣旨の中に、母体の休息も含まれているため、サービス利用時は母体が休めるよう環境を整える必要がある(例:ケア利用中に長時間上の子と遊び休息出来ない等は、事業の趣旨から望ましくない)。産後ケア事業趣旨を妨げる範囲でなければ可能とするが、十分配慮の上、滞在時間等は調整すること。 ただし、委託事業所の施設規程に基づき行うものとする。	
26	児が入院中に、母のみ産後ケアを使えるか？	入院しているのが児であり母親ではない場合は、母親に対して産後ケアを行うことができる。 「産後ケア事業ガイドライン」において、対象者は「母親に入院加療の必要があるものを除く」と記載があるため、子どもが入院している場合は母親に対しては利用が可能となる。	